

改正案

現行

<p>(成立の届出)</p> <p>第一条 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号。以下「法」といふ。）第三十四条の九の二の規定による成立の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。</p> <p>一 名称、主たる事務所の所在地及び電話番号</p> <p>二 成立の年月日</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 登記簿の謄本</p> <p>二 定款の写し</p> <p>三 社員である公認会計士（外国公認会計士を含む。以下同じ。）の登録年月日及び登録番号を記載した書類</p> <p>四 社員が法第三十四条の四第二項各号に該当しないことを当該社員が誓約する書類</p> <p>五 使用人の数を公認会計士、会計士補及びその他の者に区分して記載した書類</p> <p>六 事務所が二以上あるときは、各事務所ごとに、その所在地、当該事務所での勤務する社員の数並びに公認会計士、会計士補及びその他の者に区分した使用人の数を記載した書類</p>	<p>(設立の認可申請手続)</p> <p>第一条 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号。以下「法」といふ。）第三十四条の七第一項の規定により、監査法人の設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 社員全員の署名押印のある定款</p> <p>二 社員の公認会計士又は外国公認会計士の登録年月日及び登録番号を記載した書類</p> <p>三 社員が法第三十四条の四第四号イ及びロに該当しないことを当該社員が誓約する書類</p> <p>四 使用人の数を公認会計士（外国公認会計士を含む。以下同じ。）、会計士補及びその他の者に区分して記載した書類</p> <p>五 事務所が二以上あるときは、各事務所ごとに、主として当該事務所での勤務する社員及び勤務する使用人の数を公認会計士、会計士補及びその他の者に区分して記載した書類</p> <p>六 設立当初の会計年度及び次の会計年度における監査証明業務の対象となる会社その他の者の名称を具体的に記載した業務計画書及び収支予算書</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 七 成立の日の属する会計年度における法第二条第一項の業務（以下「監査証明業務」という。）の対象となる会社その他の者の名称を記載した業務計画書
- 八 社員の経歴書
- 九 第三条第三号の審理規程

（削る）

- （定款変更の届出）
- 第二条 法第三十四条の十の規定による定款変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。
 - 一 名称、主たる事務所の所在地及び電話番号
 - 二 定款変更の内容及び年月日

- 七 社員の経歴書
- 八 設立申請人代表者選任同意書
- 九 代表社員選任同意書
- 十 審理規程
- 十一 名称使用について日本公認会計士協会の発行した承認書

（人的構成等の基準）

- 第一条の二 法第三十四条の四第五号に規定する業務を公正かつ確に遂行することができる人的構成及び施設を有するとは、次に掲げる要件を満たす場合とする。
 - 一 公認会計士登録後、三年以上監査証明業務に従事している社員を総社員の半数以上有すること。
 - 二 監査証明に係る意見形成のための審理機構を設ける等事務所の機構及び施設が業務を組織的に遂行できるよう整備されていること。
 - 三 従たる事務所を設ける場合には、当該事務所に社員が常駐していること。
- （定款変更の認可申請手続）
- 第二条 監査法人は、法第三十四条の十第一項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
 - 一 定款変更の内容及びその事由を記載した書類

- 2 前項の届出書には、変更後の定款の写しを添付しなければならない。
 - 3 定款の変更が社員の変更に係るものであるときは、前項に定める書類のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を第一項の届出書に添付しなければならない。
 - 一 新たに社員が加入した場合 当該社員に係る前条第二項第三号、第四号及び第八号に掲げる書類
 - 二 社員の数変動した場合 変更後の社員数を記載した書類
 - 4 定款の変更が事務所の新設、移転又は廃止に係るものであるときは、第二項に定める書類のほか、当該変更後の前条第二項第六号に掲げる書類を第一項の届出書に添付しなければならない。
- 2 定款の変更理由が次の各号のいずれかに掲げる場合には、前項にかかわらず、当該各号に定める書類をもつて前項第三号に定める書類に代えることができる。
 - 一 社員の死亡又は社員が法第四条各号の一に該当したことによる変更 公認会計士等登録規則第十条の規定に基づく日本公認会計士協会の登録抹消通知書の写し
 - 二 事務所所在地の地名変更並びに行政区画の変更 当該事由の発生した地区を管轄する市町村長又は都道府県知事が発行した当該変更についての通知書の写し、若しくは変更したことを証する書類
 - 三 社員の住所の変更 住民票の写し
 - 3 定款の変更が社員数の変動に係るものである場合においては、前
- 二 定款の新旧対照表
 - 三 定款変更に関する手続を経たことを証する次のイからハまでのいずれかの書類
 - イ 社員全員（定款に特別の定めがある場合には、その定めるところによる員数。八において同じ。）の同意書
 - ロ イの写し（原本と相違ない旨を監査法人の代表者が証明したものに限り。）
 - ハ 社員全員の同意があつたことが記載された社員総会の議事録の写し（定款上に議事録を作成する旨が規定されており、かつ、原本と相違ない旨を監査法人の代表者が証明したものに限り。）

(業務管理体制の整備)

第三条 法第三十四条の十三の規定により監査法人が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

- 一 総社員の過半数が、法第十七条の公認会計士の登録を受けた後、三年以上監査証明業務に従事している者であること。
- 二 監査証明業務を適切に行うための方針及び手続が定められていること。
- 三 監査証明に係る意見形成のための審理規程が定められ、審理を行う機構が設けられていること。
- 四 第二号の方針及び手続並びに前号の審理規程が的確に実施されていることを点検する機構が設けられていること。
- 五 監査証明業務を適切に行うために必要な施設及び財産的基礎を

二項に規定する書類の外、次に掲げる書類を第一項の申請書に添付しなければならない。

一 新たに社員が加入するときは、当該社員に係る第一条第二号、第三号及び第七号に掲げる書類

二 社員の数が変動するときは、変更後の社員の数及び使用人の数を記載した書類

4 定款の変更が事務所の増設に係るものであるときは、第一項各号に掲げる書類の外、変更後の第一条第五号に掲げる事項を記載した書類を、第一項の申請書に添付しなければならない。

(監査法人の広告できる事項)

第三条 法第三十四条の十三に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事務所の名称、電話番号及び所在する場所を表示する事項
- 二 社員の公認会計士の称号並びに使用人の氏名及び公認会計士又は会計士補等の称号
- 三 業務の内容

有すること。

六 従たる事務所を設ける場合には、当該事務所に社員が常駐して
いること。

第四条（略）

（解散の届出）

第五条 法第三十四条の十八第三項の規定による解散の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。

- 一 解散した監査法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号
- 二 解散の理由及び年月日

（合併の届出）

第六条 法第三十四条の十九第三項の規定による合併の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。

- 一 合併後存続する監査法人又は合併によつて設立した監査法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号
- 二 合併の年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第一条第二項第一号から第六号までに掲げる書類

第四条（略）

（解散の認可申請手続）

第五条 監査法人は、法第三十四条の十八第二項の規定により解散の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 解散に関し総社員の同意があつたことを証する書類
- 三 貸借対照表
- 四 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

（合併の認可申請手続）

第六条 監査法人は、法第三十四条の十九第二項の規定により合併認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 合併に関し総社員の同意があつたことを証する書類
- 三 合併契約書の写
- 四 合併後存続する監査法人又は合併によつて設立する監査法人に

- 二 合併の日の属する会計年度における監査証明業務の対象となる会社その他の者の名称を記載した業務計画書
- 三 合併契約書を作成している場合にはその写し

(財務諸表等の提出)

第七条 監査法人は、法第三十四条の十六並びに第一条、第二条、第五条及び第六条の規定により書類を提出しようとするときは、それぞれその写しを添付し、当該監査法人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

2 前項に規定する写しについては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める通数を添付しなければならない。

- 一 法第三十四条の十六に規定する書類 一通
- 二 第一条、第五条及び第六条の届出書及びその添付書類 一通
ただし、当該監査法人が二以上の財務局又は福岡財務支局（以下この項において「財務局等」という。）の管轄区域に事務所を設けようとするとき、又は設けているときは、その財務局等の数に相当する通数
- 三 第二条の届出書及びその添付書類書類 一通。ただし、定款変更が、主たる事務所を管轄する財務局等の管轄区域外の事務所の新設、移転又は廃止に係るものであるときは、当該事務所を管轄

係る第一条第一号から第五号までに掲げる書類並びに合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における業務計画書及び収支予算書

五 合併前の定款及び貸借対照表

(財務諸表等の提出)

第七条 法第三十四条の十六に規定する財務諸表等、第一条、第二条、第五条及び第六条に規定する申請書及びこれらに添付する書類は、それぞれその写しを添付し、当該監査法人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）を経由して提出しなければならない。

2 前項に規定する写しについては、次の各号に規定する通数を添付するものとする。

- 一 法第三十四条の十六に規定する財務諸表等 一通
- 二 第一条、第五条及び第六条に規定する申請書及びこれらに添付する書類 一通、ただし、当該監査法人が二以上の財務局又は福岡財務支局（以下「財務局等」という。）の管轄区域に事務所を設けようとするとき、又は、設けているときは、その財務局等の数に相当する通数
- 三 第二条に規定する申請書及びこれらに添付する書類 一通、ただし、定款変更が、主たる事務所を管轄する財務局等の管轄区域外の事務所の新設に係るものであるときは、当該事務所を管轄す

する財務局等の数を加えた通数

(電磁的記録)

第八条 法第三十四条の二十二第二項において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)第三十三条ノ二第一項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものとす。

(署名に代わる措置)

第九条 法第三十四条の二十二第二項において準用する商法第三十三条ノ二第二項に規定する内閣府令で定める措置は、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項の電子署名をいう。)とする。

る財務局等の数を加えた通数

(予備審査)

第八条 法の規定により監査法人の設立の認可を受けようとする者、解散及び合併の認可を受けようとする監査法人は、当該認可の申請をする際に金融庁長官に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(標準処理期間)

第九条 金融庁長官は、法の規定による監査法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可に関する申請(予備審査に係るものを除く。)(が財務局等に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

- 2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
 - 一 当該申請を補正するために要する期間
 - 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
 - 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間